

生タイプ即席めん品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1642号
最終改正 平成19年11月 6日農林水産省告示第1371号

(趣旨)

第1条 生タイプ即席めん(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
生タイプ即席めん	小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに水、食塩又はかんすいその他めんの弾力性、粘性等を高めるものを加えて練り合わせたものを製めんした後、蒸し又はゆで、有機酸溶液中で処理したものを、加熱殺菌したもののうち、添付調味料を添付したものであって、簡便な調理操作により食用に供するものをいう。
添付調味料	直接又は希釈して、めんにつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるものをいう。
かやく	油揚げ、てんぷら、もち、わかめ、ねぎ、チャーシュー等めん及び添付調味料以外のものをいう。

(義務表示事項)

第3条 製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)が生タイプ即席めんの容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、調理方法とする。

2 製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、使用上の注意とする。ただし、軟包装の袋に入った生タイプ即席めんであって、鍋などに移し替えた上過熱して調理するものに表示する場合はこの限りでない。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、内容量及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「生タイプ即席めん」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

(ア) めんにあつては、「めん」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「小麦粉」、「そば粉」、「植物性たん白」、「卵」、「食塩」等と記載すること。

(イ) 添付調味料及びかやくにあつては、「もち」、「めんつゆ」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

(3) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、内容重量及びめんの重量をグラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(4) 使用上の注意

容器を加熱するものにあつては「調理中及び調理直後は、容器に直接手を触れないこと」等と、容器を加熱しないものにあつては、「やけどに注意」等と記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、調理方法、使用上の注意、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。ただし、調理方法又は使用上の注意を一括して記載することが困難な場合には、調理方法又は使用上の注意の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

3 前項ただし書の規定により使用上の注意を他の箇所に記載する場合には、その表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305（1962）（以下JISZ8305）という。）に規定する10ポイントの活字以上のものとしなければならない。

（その他の表示事項及び表示方法）

第5条 商品中に「生タイプ」の文字のないものにあつては、製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接して、背景と対照的な色で、JISZ8305に規定する14ポイントの4活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「生タイプ」の用語を表示しなければならない。

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(1)に掲げる事項については調理後の液汁とめんの重量比が1以上のもの（以下「汁もの」という。）にあつてかやくの総量が5%以上であり、かつ、表示されたかやくの量がそれぞれ2.5%以上である場合及び汁もの以外のものにあつてかやくの総量が2.5%以上であり、かつ、表示されたかやくの量がそれぞれ1.25%以上である場合、(2)に掲げる事項についてはかんすいを使用している場合、(3)に掲げる事項についてはそば粉の配合割合が30%以上である場合は、この限りでない。

- (1) かやくのうち特定のものを特に強調する用語
- (2) 「中華めん」の用語又はこれと紛らわしい用語
- (3) 「そば」の用語又はこれと紛らわしい用語
- (4) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則（平成12年農林水産省告示第1642号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年農林水産省告示第933号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以前に製造され、加工され、又は輸入された生タイプ即席めん品質に関する表示については、の告示による改正前の生タイプ即席めん品質表示基準の規程の例によることができる。
- 3 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される生タイプ即席めん品質に関する表示については、この告示による改正前の生タイプ即席めん品質表示基準の規程の例によることができる

附 則（平成16年農林水産省告示第1821号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年農林水産省告示第1371号）

この告示は、公布の日から施行する。